

10月から

あなたにも

マイナンバーが

通知されます

社会保障・税番号制度が始まります

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



■企画調整課(内線215)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)で、すべての国民(一人一人に個人番号(マイナンバー)が付番されます。マイナンバー制度が始まるとどのようなことになるのか、マイナちゃんがお答えします。

Q. マイナンバーってなに？



A. 国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。

マイナンバーは一生使うものになります。
原則として一生変更されませんので大切にしてください。



Q. 何のために導入されるの？



A. 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するために導入されます。

マイナンバーを導入するメリットは次のようなものがあります。

国民の利便性の向上

福祉サービスなどの申請時に、用意しなければならない書類が減り、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えます。

行政の効率化

市役所や他の行政機関などで、さまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が削減され、事務の効率化が図られます。

Q. マイナンバーは、いつからどのような場面で使うの？

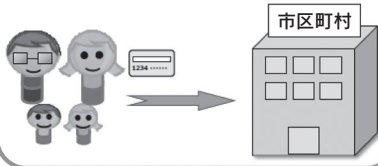


A. 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で必要となります。

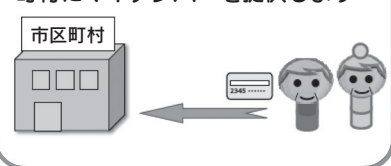
市民の皆さんは、雇用保険・医療保険の手続き、児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、マイナンバーの記載が必要になります。

また、税や社会保険の手続きでは、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きする場合があります。勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

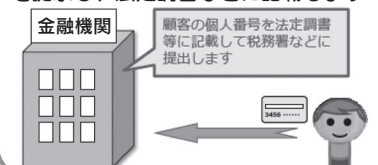
毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提供します



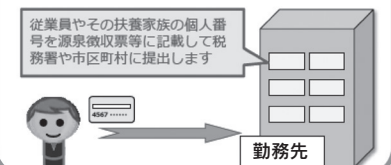
国民健康保険加入手続きの際、市区町村にマイナンバーを提供します



証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します





Q. 自分のマイナンバーはどうやったらわかるの？



A. 10月に住民票を有するすべての人に、マイナンバーが通知されます。

10月から、住民票を有するすべての人に、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が住民票の住所に郵送されます。通知を確実にお受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、住所変更の手続きをお願いします。



Q. マイナンバーの取り扱いの注意点は？



A. 手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。社会保障・税・災害対策の分野で法律や条例で定められた事務でのみ使用します。他人のマイナンバーを不正に入手したり提供したりすることは、処罰の対象となります。



Q. マイナンバーにはどのような安全対策が取られるの？



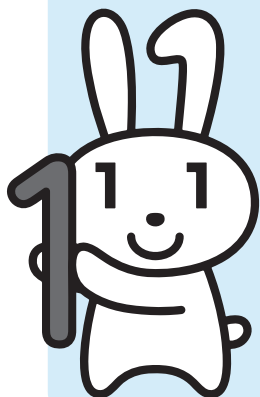
A. 個人情報保護に関して、さまざまな対策を講じています。

システム面では、マイナンバーが含まれる個人情報は従来どおり、市役所の情報は市役所で、税務署の情報は税務署でといったように、分散して管理し、国や自治体などは行政手続に必要な場合のみ専用回線を使用して情報照会・提供を行います。
手続き面では、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付き身分証明書などにより、本人確認を厳格に行い、なりすましを防止します。また、番号法は、情報漏えいなどに対する罰則が強化されています。

「マイナンバーについてもっと知りたい！」 皆さんは、インターネットで検索！

マイナンバー

- ◆マイナンバー・ポータルサイト(ホームページ)
www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
- ◆マイナンバー公式ツイッター
https://twitter.com/mynumber_pr



- ◆マイナンバーコールセンター
(有料) ☎0570(20)0178
(外国語対応)
☎0570(20)0291
- 対応時間
午前9時30分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

今後のおおまかな流れ

10月[通知カードの送付]

市民の皆さんにマイナンバーが記載された通知カードを送付します。



※通知カードには、顔写真は掲載されていません。本人確認の際は、合わせて運転免許証などの提示が必要です。

平成28年1月

- ・社会保障、税、災害対策分野の行政手続でマイナンバーの利用を開始します。
- ・希望者に対して「個人番号カード」の交付を開始します。「個人番号カード」は、顔写真付きのICカードで申請が必要です。公的な本人確認書類として利用できます。また、さまざまな行政サービスに活用できるよう検討されています。



※申請方法などは、今後「広報おおむら」や市ホームページでお知らせします。

